



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『いま考えている事：観光日本とアジア』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

3
2015
Vol.136

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続税申告・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険・不動産
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・
須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど～です

3月になり、少し暖かさを感じるようになってきましたね。3月は個人事業の皆様の確定申告が集中する時期で、弊社は一年のうち最も多忙なのですが、社員全員でなんとか頑張っております。

さて、今月は匂いと認知症予防のお話です。

人には五感がありますね。**視覚、聴覚、触覚、味覚そして嗅覚です。**年齢とともに、いずれの機能もだんだん衰えてきます。一般的には、老化というと、マイナスのイメージですが、考えようによっては、そう悪いことばかりではないと思っています。

老眼になると、確かに見えづらくはなりますが、でも見なくて良いものは見えなくなるということかもしれません。耳も遠くなると、人の話が聞きづらくはなりますが、余計な無駄話などは聞こえないのでよいかもしれません。

しかし、味覚と嗅覚は、衰えると少々困りものです。人は食べる意欲が落ちると生きる意欲も落ちていくそうですし、匂いは鼻から脳へと直結しているので、嗅覚が衰えると脳の活性化も徐々に落ちていくそうです。



そこで、今は常時匂いを嗅いで認知症を予防するようなペンダントがあるそうですね。実は先日子供から誕生日にこのセットをプレゼントで貰いました。

「認知症にならないでね」

と言う事なのでしょうか？

結構お洒落なデザインですし、香りを色々変える楽しみもあり、なかなか良いですよ。

私の場合、一日中オフィス内でデスクワークをしていることより、あちこち出掛けることが多いので、こういうペンダント型だと一日中香りとともに行動することができるので、助かります。

匂いのうちでもボケ防止に有効と言われているのが、**ローズマリー、レモン、スイートオレンジ、ラベンダー**などの香りだそうです。ん～、なんだこう書くだけで、いい匂いに包まれてきてリラックスできるような気がします。

ボケ防止だけではなく、**仕事に集中したい時の香り**というのもありますよ。

バジル・・・頭脳を明晰にする

ペパーミント・・・頭をスッキリさせる

ユーカリ・・・集中力を高める

なるほど！職場にアロマオイルを焚いて、超繁忙期を乗り切るというのも良さそうですね！皆様も香りを有効活用くださいませ！弊社の玄関に置いています。

3月も終わりに近づくと、桜が咲き始めます。桜の淡い匂いもいいものですね。満開の桜を堪能できることを楽しみに、あともう少し！超繁忙期を乗り切っていきます。

ありがとうございます。

(株)大成経営開発会長近藤記



会長ブログ：近藤会長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『数いま考えている事：観光日本とアジア』について

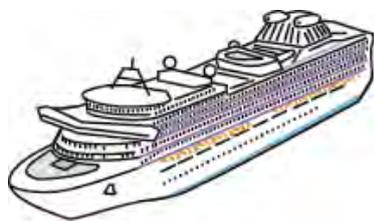
みなさま如何お過ごしでしょうか？弊社では、確定申告真っ只中で今年で一番の超繁忙期です。私にとりましては、32回目の確定申告という事になります。あと何回確定申告を迎える事やら???

ところで私が、最近考えている事についてお話をさせて頂きたいと思います。つまり、最近のアジアの状況や観光で外国人の流入が、相当に増えているという事です。

みなさまご存知の方も多いと思いますが、**外国人観光客が平成25年1,000万人を初めて超えました**。去年平成26年は、1,340万人だったそうです。去年の外国人観光における消費額は、**1.8兆円で国内GDPの約5%だそうです**。すごい経済効果です。平成27年今年度は、**1,500万人**を超える事は、確実であると言われています。



政府は5年後の**東京オリンピック2020年**、つまり**平成32年外国人観光客目標を2,000万人**としていますが、達成できる事は今の状況であれば確実であると言われています。テロなどよほどの事がなければ多分上方修正でしょうね???



聞くところによれば**今年熊本県八代港**には、**大型外国クルーズ船が9回入港するとの事です**。八代出身で八代を知り尽くした私には、信じられない事です。

また日本で一番多い外国クルーズ船入港先は、横浜港かと思ったらダントツで**博多港**だそうです。アジアからの観光客が一番多いので、安い・早い・美味しい・楽しいという事でしょうか？

私は、毎月東京圏・関西中部圏・九州圏・ベトナムなどを行き来しています。どこに行っても外国人観光客の多さには、びっくりしています。日本は大陸から離れた島国で、世界的には珍しく単民族国家で独特な国です。独特とは、ユニークという事です。

21世紀はアジアの時代といってきましたが、その事が現実化してきています。世界70億の人口の約60%が、アジアでありその多くが新興国です。アジアの新興国が、経済成長をはじめ中流階級といわれる年収30万から300万の人が増えてきています。まだ奔りの段階です。

日本の問題は、少子化・高齢化・国の財政などがあります。アジアの成長を日本国内へ色々な形で取り込めればと思います。外国人雇用・観光客の受け入れなどです。

色々な観点からみた場合に、日本の強みは多々あります。他の先進国に比べて地理的優位性や**日本のユニークさ**です。**技術・食文化・自然・生活習慣**などです。

どれをとっても世界から注目される事ばかりです。

世界をさまよっている私には、ワクワクしたくなる日本に観えます。

そんな事を考えながら桃色吐息で仕事をしています!!

もうすぐ桜の時期ですね!!一年で一番ワクワクしたくなる時期です!!

来月は、4月という事で新年度です!!こんな感じで生きています!!

最後になりましたが、益々のみなさまの発展をお祈りします!!



熊本事務所にて



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「遺留分減殺請求権とは？」

争族対策の為に遺言書の作成を勧める事があります。それは、遺言書は被相続人である親の意向であるから残された相続人は遺言書通りに従うはずだ。だから、揉めるような遺産分割の話をしらずに解決。という理屈です。

しかし、その遺言書に納得いなくて揉める事もあります。揉める原因で多いのは“誰か1人に全部の財産を相続させる”という遺言書です。相続人には遺留分という必ず受け取る事の出来る最低限度の権利が法律によって与えられています。

では、もし“誰か1人がすべての財産を相続させる。”

もしくは、相続人に到底不利な内容の遺言書があった場合にはどうするか？

それは？「**遺留分減殺請求**」を行使します。

遺留分減殺請求とは？

●遺留分減殺請求が行使できる者

- ・代襲属人を含む子、直系尊属(父母・祖父母)、配偶者
兄弟姉妹には遺留分減殺請求の権利はありません。

●遺留分によって得られる財産の割合

- ・直系尊属のみが相続人の場合は財産の3分の1
- ・その他の場合は財産の2分の1

●各相続人の遺留分の額

- ・遺留分の財産の額＝相続人の財産+生前贈与の価額-債務
- ・各相続人の遺留分額＝遺留分の財産の額×各相続人の遺留分-特別受益額

※相続財産に加算される【贈与】とは相続開始1年以内のものに限られます。また、相続人に対してなされた贈与で特別受益に当たるものは1年以上前であってもすべて加算されます。

この財産の額の算定する事が複雑です。

●遺留分侵害額

- ・各相続人の遺留分額-相続によって得た額+負担すべき債務額

では、減殺請求の方法は？

必ずしも裁判上の請求による必要はなく、意思表示だけで効力は生じます。しかし、裁判外で請求する場合には後日証拠の為、**【内容証明郵便】**による請求が一般的です。

また、遺言執行者がいる場合は遺言執行者にも減殺請求権を行使する旨を知らせておきます。その後の話し合いや、場合によっては調停や訴訟によって遺留分に見合う財産を取り戻すこととなります。

減殺請求権の時効は、財産の遺贈や贈与があった事を知った日から1年以内、また相続開始の時から10年を経過したときとなります。

せっかくの争族対策の為の遺言書。

遺留分を考慮した遺言書である事がより良い対策と言えると思います。



岡村泰

編集後記：早いもので桜の開花まであと少しとなり、待ち遠しいかぎりです。たいせい通信がお手元に届くころには、確定申告も終わり決算報告会の準備にとりかかっていることでしょう。今年の慰労会の出し物が楽しみです。来月号の表紙には、慰労会の弾けっぷりをちょっとだけご紹介したいと思います。実は毎年表紙にしているものやらと、頭を悩ませているんです・・・